

# 平成 29 年度第 2 クォーター 全学共通授業科目の成績評価に対する 申し立て手続きについて

履修した全学共通授業科目に関する成績評価について、当該授業科目の成績評価基準に照らして疑義がある場合は、成績評価について担当教員に説明を求めることができます。

以下の内容全てを熟読のうえ、手続きを行うこと。

**成績評価に対する申し立ては、成績評価の変更を願い出る制度ではありません。**シラバスや授業内で示された学修目標・成績評価基準に照らし、成績評価に疑義を申し立てる正当な理由を有する場合にのみ、手続きを行ってください。

## 《申し立て期間》

### **所属学部での成績発表後 1 週間以内**

※(例)9月14日(木)に発表の場合、申し立て期限は9月21日(木)17時です。

※9月14日(木)より前に成績発表があった場合は、その **発表日から 1 週間後の 17 時が期限** です。

## 《窓口》

学務部教育推進課共通教育グループ(鶴甲第一キャンパスK棟事務室)

## 《受付時間》

**平日 8:30~17:00 (11:30~12:30 を除く)**

※受付時間外の問い合わせ・申し立てには応じられません。

※土日は閉室しています。

## 《申し立て書類様式》

申し立てに関する書類は鶴甲第一K棟事務室内共通教育グループ窓口もしくは国際教養教育院HPで入手可能です。【 [申立書\(様式\)](#) [記入例](#) 】

【国際教養教育院 HP:<http://www.iphe.kobe-u.ac.jp/zengaku.htm>】

## 《回答結果の通知方法》

原則として大学から付与されているメールアカウントに通知します。

※メールの設定・私用メールへの転送方法などは[情報基盤センターのサイト](#)を参照のこと。